１　教育資金、結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税

＜結婚・子育て資金＞（平成 27 年４月１日～令和９年３月 31 日まで）

信託受益権等の取得時期 ／ 留意事項	～H31．３．31	H31．４．１～R３．３．31	R３．４．１～R５．３．31	R５．４．１～
受贈者の要件	所得制限なし	前年の合計所得 1,000 万円以下		
契約期間中に贈与者が死亡した時の相続税課税	管理残額を課税 ２割加算適用なし		管理残額を課税 ２割加算適用あり	
契約終了時の贈与税課税	一般税率又は特例税率			一般税率

＜教育資金＞（平成 25 年４月１日～令和８年３月 31 日）

信託受益権等の取得時期 ／ 留意事項	～H31．３．31	H31．４．１～R３．３．31	R３．４．１～R５．３．31	R５．４．１～
受贈者の要件	所得制限なし	前年の合計所得 1,000 万円以下		
契約期間中に贈与者が死亡した時の相続税課税	課税なし	管理残額を課税※ （死亡前３年以内の取得部分） ２割加算適用なし	管理残額を課税※ ２割加算適用あり	管理残額を課税※ ２割加算適用あり
契約終了時の贈与税課税	一般税率又は特例税率			一般税率

※　受贈者が贈与者の死亡日において、①23 歳未満である場合、②学校等に在学している場合又は③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合は、課税されない。ただし、①から③のいずれかに該当する場合であっても、令和５年４月１日以後に贈与者から信託受益権等を取得し、同日以後にその贈与者が死亡したときにおいて、その贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えるとき（管理残額を加算する前の相続税の課税価格の合計額で判定）は、その信託受益権等に対応する部分が課税対象となる。

２　営農困難時貸付

○　「租税特別措置法施行令の規定に基づき農林水産大臣が財務大臣と協議して定める農業に従事することを不可能にさせる故障に係る基準」（平成 25 年４月１日農林水産省告示第 803 号）

一　省略

二　次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの

（一）～（三）　省略

（四）　介護保険法第８条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院への入所（令和７年４月１日改正後）

（五）　省略

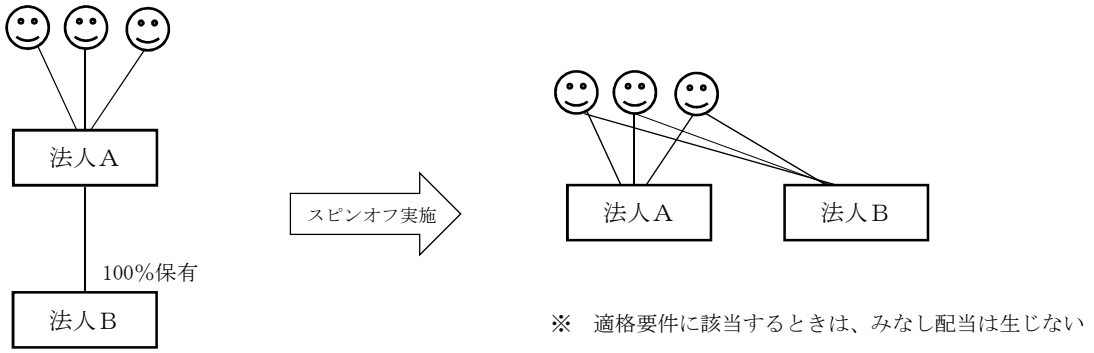
【参考】

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設である。（厚生労働省 HP）

なお、令和６年４月１日改正前の上記告示には、営農困難時貸付の適用を受けることができる事由として、介護療養型医療施設（令和６年３月 31 日に全面廃止）への入所が定められていた。

３　みなし配当

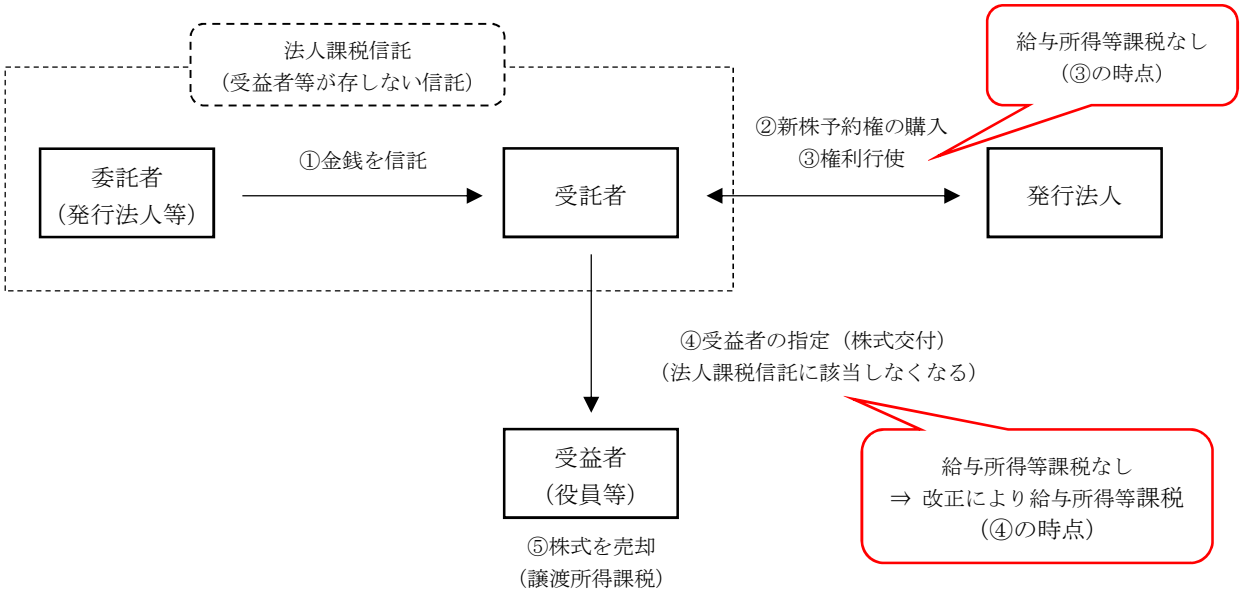
＜本改正の前提となるスピンオフの一例＞



※　適格要件に該当するときは、みなし配当は生じない

4　法人課税信託

税制非適格ストックオプションについては、新株予約権の行使時に給与所得等課税、株式の譲渡時に譲渡所得課税とされていた。しかし、下図のような法人課税信託（受益者等が存しない信託）を利用することにより、新株予約権の行使及び受益者の指定のいずれの時においても給与所得等課税がなされず、株式の譲渡時まで課税繰延べが可能であった。



5　エンジェル税制

措置の種類	控除対象	控除先	措置内容	控除上限額	設立年数	外部資本比率
優遇措置A	（対象企業への投資額全額－2,000円）	その年の総所得金額から控除	課税繰延	総所得金額×40%と800万円のいずれか低い金額	5年未満	1/6以上
優遇措置A－2						1/20以上
優遇措置B	対象企業への投資額全額	その年の株式譲渡益から控除		上限なし	10年未満	1/6以上
プレシード・シード特例			非課税	上限なし（ただし、20億円を超える分は課税繰延となる）	5年未満	1/20以上
起業特例	起業設立時の自己資金による出資全額				1年未満	1/100以上

（経済産業省ＨＰから引用、一部加工）